

# みき 市議会だより

2025(令和7)年

## 12月定例会

令和8年1月20日

発行：三木市議会

三木市上の丸町10番30号

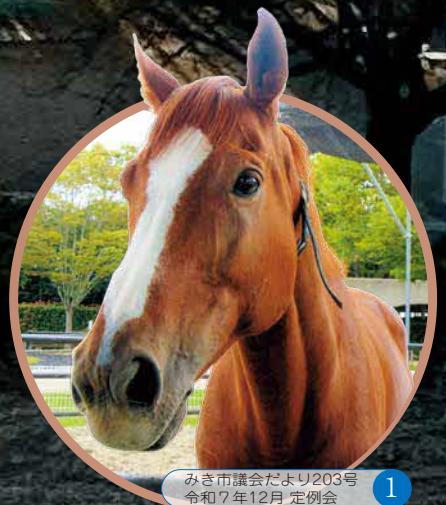
TEL 82-2000 (代)

編集：市議会だより編集委員会

No.203

議会だより、リニューアル!

△みきっこランドからの日の出



みき市議会だより203号  
令和7年12月 定例会



三木市議会議長  
大眉 均

明けましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、旧年中、私ども市議会に賜りましたご支援とご協力に厚くお礼申し上げます。

新しい年を迎える、三木市の1層の発展に全力を注いでまいりたいと心を新たにしておりますので、本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、市民の皆様に市議会の情報をより分かりやすくお届けするための取組として、「みき市議会だより」に関するアンケートを実施いたしました。貴重なご意見をお寄せいただきました皆様、誠にありがとうございました。皆様の声を真摯に受け止め、今号から紙面構成や内容を見直し、大幅なりニューアルを行いました。

今後も市議会の活動や議論の内容を分かりやすくお伝えできるよう、さらなる充実に努めてまいります。

また、12月定例会では、市民の皆様からいただいたご意見を受け、「三木市日本酒による乾杯を推進する条例」を改正いたしました。今回の改正は、山田錦づくりに携わる皆様の意欲向上を図るため、乾杯に用いられる日本酒を「三木市産の山田錦を使用したもの」に限定する内容としたものであります。

この改正を機に、三木市産山田錦を使用した日本酒への注目がより一層高まり、多くの方に親しまれることで、日本酒の消費が広がっていくことを期待しています。

本年も引き続き、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、より開かれた議会の実現を目指し、市議会の改革に取り組むとともに、市当局と活発な議論を重ねながら、市政の発展と市民福祉の向上に努めてまいります。

市民の皆様には引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が市民の皆様にとりまして、幸せで実り多い飛躍の年となりますようお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

## 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます

板東 大眉 西垣 又吉 古田 内藤 戸田

聖悟 均 弘志 健二 寛明 美子 博史 昌樹

岸本 大西 川端 堀 泉 中尾 初田

和也 秀樹 敦子 元子 吉江 雄太 司郎 稔

(三木市議会議席順)

## ◆おもな内容◆

P3~5

- 定例会のあらまし
- 議案等の審議結果
- 賛否が分かれた案件

P6~11

- 質疑・一般質問

P12~13

- 決算特別委員会審査報告

P14

- 議会運営委員会視察報告

P15

- 議会や議員の役割と条例改正

P16

- 行政視察の受入
- 3月定例会のお知らせ

議員は、公職選挙法により、市内の人々に答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことが禁止されております。

ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 12月定例会のあらまし

12月定例市議会は、11月25日から12月23日まで29日間の日程で開かれました。

11月25日には、閉会中の継続審査となっていた令和6年度各会計の決算議案7件のうち4件を賛成多数、3件を全会一致で認定しました。

12月5日、9日には、質疑・一般質問を行いました。

23日には、議案17件のうち、2件を賛成多数、残る15件を全会一致で可決しました。

さらに、市長から物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため必要となる経費に係る補正予算の議案など議案10件が追加提案され、2件を賛成多数で、残る8件を全会一致で可決するとともに、議員から提出した議案1件を全会一致で可決しました。



▲本会議 (R7.12.23 三木市役所議場)

## 12月定例市議会 議案等の審議結果

### 三木市多世代交流施設条例の制定

「住み続けられるまちづくり」を実現するため、青山7丁目において進めている団地再生事業の核となる新たな多世代交流施設を設置するため、条例を制定する。

条  
例  
等

可決(賛成多数)

### 国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例の一部改正

国民年金法の改正に伴い、老齢基礎年金に子の加算が創設されたため、戸籍手数料を免除する基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関する証明書に、老齢基礎年金を追加するため、所要の改正を行う。

可決(全会一致)

### 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部改正

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、0歳6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

可決(全会一致)

### 三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部改正

可決(全会一致)

### 三木市火災予防条例の一部改正

可決(全会一致)

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、所要の改正を行う。

### 指定管理者の指定（星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場）

可決(全会一致)

### 指定管理者の指定（共同作業所）

可決(全会一致)

### 指定管理者の指定（みきやま斎場）

可決(全会一致)

### 指定管理者の指定（自由が丘中公園バス待合施設）

可決(全会一致)

### 指定管理者の指定（三木市多世代交流施設）

可決(賛成多数)

指定管理者の指定（農産物工房）	可決(全会一致)
指定管理者の指定（別所ゆめ街道飲食物産館等）	可決(全会一致)
字の区域の変更	可決(全会一致)
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	可決(賛成多数)
三木市長等の給与に関する条例の一部改正	可決(賛成多数)
一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正	可決(全会一致)
三木市日本酒による乾杯を推進する条例の一部改正	可決(全会一致)

予  
算

### 令和7年度三木市一般会計補正予算（第4号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億307万円を追加し、418億8,851万3千円とする。

#### (主な内容)

- ・多世代交流施設を令和8年度から指定管理者制度により施設を管理運営していくための債務負担行為を新たに追加。 [債務負担行為]
- ・志染駅から三木駅までの昼間時間帯の増便運行を令和10年3月まで延長するための債務負担行為を新たに追加。 [債務負担行為]
- ・特別支援学校のスクールバスを令和8年度からも確実に運行するため及び、児童生徒数の増加見込みに合わせ、必要な車両への見直しを行うため債務負担行為を新たに追加。 [債務負担行為]
- ・自由同和会兵庫県本部から、人権施策推進を目的として頂いた寄附金を活用し、市役所前及び市立総合隣保館前の人権啓発看板を更新。 [60万円]
- ・プロゴルファーのH・W・リュー選手から頂いた寄附金を活用し、スナッケゴルフクラブなどを整備。 [20万円]

可決(全会一致)

### 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

可決(全会一致)

### 令和7年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）

可決(全会一致)

### 令和7年度三木市下水道事業会計補正予算（第2号）

可決(全会一致)

### 令和7年度三木市一般会計補正予算（第5号）

可決(全会一致)

予算の総額に歳入歳出それぞれ4億717万1千円を追加し、422億9,568万4千円とする。

#### (主な内容)

- ・物価高の影響を強く受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給対象である0歳から18歳の子ども1人につき2万円を支給するための経費を追加。 [2億410万円]
- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の3学期分の給食費を半額にするための経費を追加。 [3,552万9千円]

可決(全会一致)

令和7年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決(全会一致)
令和7年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決(全会一致)
令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	可決(全会一致)
令和7年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）	可決(全会一致)
令和7年度三木市水道事業会計補正予算（第2号）	可決(全会一致)
令和7年度三木市下水道事業会計補正予算（第3号）	可決(全会一致)
令和6年度三木市一般会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
令和6年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
令和6年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	認定(賛成多数)
令和6年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算	認定(全会一致)
令和6年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算	認定(全会一致)
令和6年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算	認定(全会一致)

決  
算

件 名	志 誠 会 (5名)					公 政 会 (3名)			市民クラブ (3名)			公明党 (2名)		日本共産党 (2名)		日本 維新 の会	議 決 結 果
	岸 本 和 也	大 西 秀 樹	川 端 敦 子	堀 元 子	戸 田 昌 樹	泉 雄 太	初 田 稔	中 尾 司 郎	又 吉 健 二	古 田 寛 明	西 垣 弘 志	松 原 久 美 子	内 藤 博 史	板 東 聖 悟	大 眉 均	おぎはら吉江	
令和6年度三木市一般会計歳入歳出決算	○	欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	※1議長	○	認定
令和6年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	認定
令和6年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	認定
令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	認定
三木市多世代交流施設条例の制定	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	可決
指定管理者の指定（三木市多世代交流施設）	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	可決
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		●	可決
三木市長等の給与に関する条例の一部改正	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		●	可決

※1 大眉 均議員（日本共産党）は議長職のため、表決権はありません。

# 質疑・一般質問



志誠会 川端 敦子 議員

## 【質疑】

- ・三木市多世代交流施設条例の制定
- ・三木市火災予防条例の一部改正

## 【一般質問】

- ・団地再生事業における住民の参加と情報共有のあり方
- ・障がい者とその家族への支援体制の強化
- ・SNS誹謗中傷の防止
- ・身寄りのない方の死後事務支援体制の構築

## Q 障がいのある方を支える家族への支援の現状について

A 市では、障がい者本人やその家族の困り事に対し、ライフステージに応じたニーズに対応できるよう、三木市障害者基幹相談支援センターを設置し、基本相談を実施している。基本相談では、日常生活での困り事や不安、福祉サービスの利用に関する相談など、誰もが気軽に相談できる窓口として運用している。

障がい者本人や家族からの相談には、相談を受けた段階で内容を丁寧にお聴きし、事実関係を迅速かつ正確に把握した上で、相談者の置かれている状況に応じた適切な支援制度や障害福祉サービスなどの情報提供を行っている。その上で、相談者の希望に応じた福祉サービスにつながるよう関係機関と連携を図り、具体的な支援につないでいる。

また、障がい者団体との意見交換会も隨時開催している。開催や参加については、障がい福祉課までお問合せください。

## Q 本市の自立支援協議会は、どのようにして家族の声を収集して施策に反映しているか

A 三木市地域自立支援協議会は、全体会や定例会をはじめ、部会や分科会などを年間約20回開催し、事例検討や情報共有などを行っている。参加する障害福祉サービス事業者等

は、日々の利用者支援の中で気づいた点や利用者本人、家族から伺った事柄を検討事項に挙げ、協議し、その内容を施策等に反映できるよう取り組んでいる。

## Q 学習会や家族教室などの研修会・講演会の開催や家族支援に関する広報について

A 市では、障がい者団体や障害福祉サービス事業者が開催する勉強会や講演会の情報をいただいた際は、必要に応じて職員が出席している。勉強会等の情報は、自立支援協議会で共有するとともに、関係団体や事業所が登録するメーリングリストを活用し、周知している。

勉強会や講演会を開催される場合は、障がい福祉課に御相談ください。

## Q 三木市地域自立支援協議会に当事者や家族が参加し、意見を表明できる家族部会を新たに設置していただくことは可能か。

A 現在、協議会では、個別の課題に応じた専門部会を設置し、課題ごとに柔軟な協議体制の運営を行っているため、家族部会の新設は、既存の部会との役割分担、運営の体制や参画いただく家族の確保、また、参画いただいた家族の継続的な活動方法など、慎重に整理する必要がある。

今後は、協議会の構成団体や障がい者団体の皆様の意見をお聴きし、障がい者本人や家族の声をより反映できる体制の在り方の検討を進めていく。

また、当事者や家族の視点からの御意見を直接お伺いできるような機会を設け、より的確なニーズの把握につなげることで、当事者や家族の声が確実に協議会運営に反映できるよう取り組んでいく。





公政会 泉 雄太 議員



## 【質疑】

- ・三木市多世代交流施設条例の制定

## 【一般質問】

- ・国の総合経済対策への対応
- ・地域の小児科医療体制
- ・市街化調整区域の土地利活用
- ・下水道料金の見直し
- ・小中学校のプール施設
- ・エビデンスに基づいた教育政策の実施

運動公園屋内プールの1か所。近隣市町の公立プールは、小野市に1か所、稻美町に1か所、民間プールは、神戸市西区に3か所、三田市に3か所である。

授業利用の可否や受入れ条件等は、現時点では一部の施設には聞き取りを行っており、今後、すべての施設に対して順次詳細な調査を実施する予定である。

**Q** 夏休みのプール開放がほとんど無くなり、既存の部活動が地域クラブ展開で無くなる中で、今後の学校プール施設の在り方について

**A** 令和7年度、小学校では、夏季休業中にプール開放日を設定した学校はなく、中学校では、三木中学校と緑が丘中学校の2校のみが部活動で学校プールを使用している。

夏季プール開放の縮小や部活動の地域クラブ展開により、今後、学校プールの利用がさらに減少することも想定される。

このような状況を踏まえ、教育的効果、教員の負担軽減、財政負担のいずれも重要であるため、効率的で持続可能な水泳学習の在り方や学校プール施設の継続管理の方向性を引き続き総合的に検討していく。

**Q** 吉川地域に設置が予定されている小中一貫校でもプールが新設される方針だが、今後はプールの新設はせず、水泳授業の民間委託を段階的に実施してはどうか。

**A** 外部委託の可能性や公的施設の活用、複数校での既存プールの活用などのモデル的な取組を進め、その結果を踏まえ、総合的な観点から水泳学習の在り方を検討していく。



**Q** 小中学校全校で水泳授業を民間委託した市では、子ども達はレベルに応じた専門的な指導で泳力が向上し、教員はプールの維持管理の負担が減少し、今後の維持管理費と比較して民間委託の経費は半分以下になる等大きなメリットがあったが、水泳授業の民間委託への考えは

**A** 市でも今後の水泳学習の在り方を検討しているが、三木山総合公園屋内プールは、一般市民の方の利用が多いことや、水深が学校のプールとは異なることなど、学校の水泳学習の受皿とするには、利用調整や安全管理など、解決すべき課題が多い。

近隣市町の民間プール事業者でも、利用できる地域や時間帯が限定されることや、移動に要する時間や交通手段の経費確保が課題であり、現時点で市内全校が安定的に利用できる体制は構築しにくい。

経費面では、民間プールを利用する場合は、施設利用料やインストラクターの指導料、移動費などの新たな固定費が必要となり、市の地域条件では必ずしも委託のほうが安価になるとは言い切れない。

**Q** 三木市内外の公立・民間のプール施設数と、授業利用の実施可否や移動時間等の調査実施について

**A** 移動が可能な範囲にある公立、民間プール施設は計9か所ある。市内は、三木山総合

# 質疑・一般質問



市民クラブ 又吉 健二 議員



## 【質疑】

- ・三木市多世代交流施設条例の制定
- ・三木市一般会計補正予算

## 【一般質問】

- ・三木市多世代交流施設
- ・地域ふれあいバスの運営
- ・学校施設管理と小中一貫校を含む学校運営

## 三木市多世代交流施設について

### Q 放課後等デイサービス断念について

**A** 民間提案型による公募型プロポーザルにより、テナントスペースも、民間事業者が持つマーケティングやノウハウ、知見を生かし、団地再生の実現に向けた提案として、放課後等デイサービスの提案があった。事業者から、提案があった段階で、庁内関係課と情報共有を行い、放課後等デイサービスの立ち上げは、児童福祉法において総量規制があるが、その段階では問題がなかったことを共有した。

しかし、令和7年度の施設整備が具体的に進み、申請に係る相談段階にて、放課後等デイサービスの設置に係る児童福祉法の総量規制に則り、市が定める「第3期障害児福祉計画」の見込み量の上限人数に達していたため、令和8年度に新たな目処が立たない中で、運営事業者が断念をされた。

今後は、運営事業者から放課後等デイサービスに代わる新たな提案に対し、どのように判断するかは、団地再生に資する内容であるかを事業者と協議した上で、庁内で判断していきたいと考えている。

### Q 災害から市民の命を守る防災機能について

**A** 有事の際、かまどベンチやマンホールトイレとして使用できる機能を有する。また、20kWの太陽光発電システムにより、電源供給

の一助となる。

### Q 施設運営による雇用の創出について

**A** 三木市多世代交流施設は、多くの雇用が生まれる施設ではない。しかし、新たなテナントでの雇用等に加え、施設を活用し、新たなチャレンジを促すチャレンジショップを通じた将来の起業につながる取組や、市と官民連携により関わる「関係人口」の創出を促すための核となる施設と考えている。

### Q 指定管理者と一般社団法人みらまち縁が丘・青山推進機構（団地再生に資する地域再生推進法人）の関係性について

**A** 指定管理者は、令和5年度に実施した公募型プロポーザル提案により、運営事業者として市が選定した。また、地域再生推進法人についても、令和7年度に市が募集を開始し、令和7年6月に全国で初めてとなる団地再生に資する地域再生推進法人として、団地再生の核となり、共に進める法人として、市が指定した。

今後、同じ目的の実現に向けて、人々が集まるイベントの開催やワークショップを通じて地域の意見を集め、情報共有をしながら、役割を担うものと考えている。

### Q 多世代交流施設が、福祉避難所や公民館のような避難所機能を持つ施設として利用できないか。

**A** 福祉避難所は、相応の介護が必要な方が利用される避難所であるため、受け入れる施設側も受入体制や人員が必要となる。現在は、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等、人員が整っている施設を指定しているため、多世代交流施設を福祉避難所として活用することは、難しいと考えている。



HITOTOKI MIKI  
(ひととき みき)

▲三木市多世代交流施設のロゴマークと名称



公明党 内藤 博史 議員

## 【質疑】

- ・三木市多世代交流施設条例の制定
- ・三木市一般会計補正予算

## 【一般質問】

- ・財政施策
- ・DX推進
- ・成年後見制度の取組
- ・防災・減災対策
- ・部活動の地域展開
- ・自転車の交通安全対策

**Q 「みっきい☆健康アプリ」で貯まったポイントを学校への寄附にも使えるよう、システムの設定や運用を変更することについて**

**A** 「みっきい☆健康アプリ」は「アスリブ」を利用して貯めた健康ポイントをオンラインで交換出来る仕組みとなっており、交換できる種別は、電子マネーや電子クーポンを市側で設定できる。

貯まったポイントを学校へ寄附する仕組みは、事業者からシステム対応が出来ないと回答があり、現時点では学校寄附へのポイント交換は考えていない。

**Q 学校の授業でICTを活用した外国人講師によるオンライン英会話を導入することについて**

**A** オンラインによる英会話レッスンは、生徒の発話機会を広げ、個々のレベルに応じた学習ができる点で、大変先進的な取組であると認識している。

一方で、オンライン英会話の導入に当たっては、指導内容との整合性や学校現場の運営方法など、検討すべき課題が多いと考えている。

本市では、デジタル教科書などのICTを活用した学習に取り組んでおり、タブレットを用いたクイズ形式の活動で学習意欲を高めたり、動画や写真などのデジタルコンテンツ

を通じて外国の生活や文化を確認したりするなどICTの特性を生かした学習を行っている。

まずは先行自治体の取組や成果、運営方法などの情報をしっかりと把握し、市の教育課程に最も適した形を研究していく。

**Q 「地方創生伴走支援制度」の活用によりDXを推進する取組について**

**A** 市のDX推進の取組は、県の市町DX支援パッケージを利用している。

この支援制度では、県から選任されたデジタル専門官が、市のDX推進について助言や国との連携など、より身近な組織として伴走支援をいただいている。

国の地方創生伴走支援制度は、現在のところ利用する予定はないが、今後、市にとって有益であると確認できれば、DXを推進する取組を含めて利用を検討していく。

**Q 教育DXでは教員研修プログラムが受賞するなど、市はDX推進に力を入れているが、今後のDXの展望について見解を問う。**

**A** 国の動向や、現在支援を受けている県と連携をする中で、変化する社会環境に柔軟に対応したい。

市民にとって有用で、かつ職員の業務の省力化、効率化に資するよう、費用対効果も含めて検討し、DXの推進について積極的に取り組んでいく。

◆未来ある子どもたちへの貢献を実感でき、健康増進とともに地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりにもつながるため、DXの推進にあたり、健康アプリのポイントを気軽に地域の学校備品などの購入にも使える取組を検討していただきたい。



▲健康アプリ

# 質疑・一般質問



日本共産党 板東 聖悟 議員



## 【質疑】

- ・三木市多世代交流施設条例の制定
- ・三木市一般会計補正予算

## 【一般質問】

- ・将来的な大村駅の活用
- ・物価高騰対策
- ・スクール・セクシュアル・ハラスメント（スクール・セクハラ）

### Q 現在の大村駅の利用状況とその推移について

A 大村駅の神戸電鉄利用者数はコロナ禍前の令和元年度が約29万人、令和2年度のコロナ禍で約24万5千人まで減少して以降、徐々に回復し、令和5年度は令和元年度と同水準まで回復し、令和6年度は令和元年度を約1万人上回る約30万人の利用があり、近年増加傾向となっている。

### Q 乗降者の利用目的の把握は

A 大村駅の利用者は、三木高校をはじめとした市内の高校、市外の高校、大学等への通学利用のほか、駅近辺の商業施設への通勤、買い物や病院への通院、さらに近隣市の工業団地への通勤利用などで利用されることが多いと考えている。

### Q 大村駅付近の今後の開発予定は

A 大村駅南側は市街化区域となっているが、既に住宅等が立ち並んでおり、開発可能なまとまった土地がほぼ残っていない状況である。

一方、大村駅北側は市街化調整区域であり、現在、土地利用基本計画の見直しを進めている。しかし、農地と住宅等が混在しており、南側と同じくまとまった土地がほぼ残っていない状況であるため、市として現時点で新たな開発の予定はしていない。

Q 大村駅を将来的に現在より東側の商業施設の多い所に移設することで、駅の利用者の増加と、地域の活性化に繋がると思うが、市

## はどのように考えるか。

A 神戸電鉄粟生線沿線3市で策定した「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」において、鉄道を軸とした地域公共交通サービスの安定的な維持、確保、まちづくりと連携した地域公共交通サービスの構築といった方針に基づき、神戸電鉄粟生線の利用促進に努めており、神戸電鉄粟生線の維持と駅周辺のまちづくりは重要な取組と考えている。

大村駅の移設は、市の将来を見据えた一つの提案としては受け取らせていただく。しかし、人口減少、少子・高齢化が進行する中、例えば、駅の移設により地価が変動したり、通勤距離が遠くなるなどの地域への影響や費用対効果、鉄道事業者の経営状況等を考えると実現に向けたハードルは極めて高いと考える。現時点では、大村駅を含めた全ての駅において移転等を検討することは考えていない。

Q 大村駅は三木高校生の利用が多いと思うが、大村駅から三木高校までの距離と神姫バス三木営業所から三木高校までの距離はどの程度違うか問う。

A 実際に測ったわけではないが、インターネットの情報等によると、大村駅から三木高校までの間は約1.3km、神姫バス三木営業所から三木高校までは約1.4kmとほぼ同じ距離である。



▲神戸電鉄 大村駅



日本維新の会 おぎはら 吉江 議員



## 【一般質問】

- ・子どもの安心・安全を守る体制の強化
- ・ふるさと納税の仕組みを活用した学校支援
- ・障がい児・障がい者の就労支援体制
- ・誰ひとり取り残さない防災体制
- ・学校教材備品の保護者負担軽減

全国では、保護者負担軽減のため、個人購入している一部学校教材を学校備品として整備する取組が広がっている。また、文部科学省通知においても、保護者負担軽減のため、個人購入している一部学校教材を学校備品として整備する取組が示されている。

### Q 個人購入している学校教材の一部備品化への課題について

A これまで市内各校の実情に応じて、必要な教材備品を適宜活用してきており、一部の学校では、例えば彫刻刀など学習上共有が可能なものは学校備品として整備している例もある。

一方で、これまで個人が購入していた教材を備品化する場合には、共用での使用となることから、管理上自宅への持ち帰りが難しくなり、家庭学習での活用の機会が減少するという可能性がある。また、楽器などの教材の種類によっては、共用とすることで消毒や管理方法に配慮が必要となるなど、衛生面での注意点が生じる。

これらの点から、個人で購入していた教材を学校備品として使用することで、教育活動に支障がないよう運用できるかどうか、総合的に検討する必要がある。

### Q 保護者負担軽減に向けて学校備品化を進める市の考え方

A 市では、制服や体操服、補助教材など、個人に帰属し、直接利益が還元される学用品

は、これまでどおり保護者の皆様にご負担をお願いしている。

これらは義務教育費無償の原則に抵触しないとされており、過度な負担とならないように留意をして選定している。

今後は、文部科学省が示す基準や他の自治体の取組事例などを参考にしながら、市として保護者の負担軽減と教育活動の質の確保を両立できる方法を調査研究していきたい。

Q 他市では、裁縫セットなどを全児童が使用する教材として備品化されている例もある。

市でもこのような試験的な整備や、柔軟な方法で保護者負担軽減を一步進めていく考えはないか。

A 学校により、児童生徒数や規模が異なるため、市内で一律に備品化することは、現時点では難しい状況である。

しかし、令和8年度から算数セット等の一部を学校備品として検討している学校もあり、学校の実情に応じて段階的に取組が進んでいく。

今後、先進市町の取組や運用方法を研究しながら、できるところからやっていくことが必要であると考える。

併せて、市では経済的な理由で支援が必要なご家庭に対して、就学援助制度を整えているためこの制度をしっかりと活用して、児童生徒の学びと成長を支えていきたい。



▲算数セットと裁縫セット

# 決算特別委員会審査報告（抜粋）

令和6年度各会計決算の認定に関する議案7件は、9月定例会で上程された後、決算特別委員会で延べ5日間にわたって審議され、11月25日の12月定例会初日に認定されました。

委員会の審査報告に付された意見、要望の一部をご紹介します。

## ◆ ふるさと納税返礼品開発支援事業

事業者がふるさと納税の返礼品を開発する際の経費の一部を補助することにより、魅力ある返礼品の開発を促進し、ふるさと納税の寄附額の増加をめざす事業ですが、予算に比べて利用実績が少ないため、情報発信を強化するなど、効果的な事業となるよう事業の周知啓発に努められたい。

## ◆ 花火大会開催事業

「みっきい夏まつり」は、人々が集いふれあう機会を提供し、元気で活力あるまち三木を市内外にアピールすることを目的として開催される市民まつりですが、物価及び人件費の高騰により、今後も多額の経費が見込まれるため、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用するなど、開催資金の確保について研究されたい。

## ◆ 子ども食堂助成事業補助金

子ども食堂を運営する団体に対し、食材費や備品購入費など、運営経費の一部を補助し、運営を支援するものですが、近年の物価高騰に伴う食材費の負担増や、寄付の減少により、一部では自己資金で食材等を購入している団体もあります。

そのため、子ども食堂が地域において安定的に活動を継続できるよう、団体から要望があった際には、補助金の上限額の引上げを含めた支援の在り方について検討されたい。



## ◆ ゴルフ振興事業補助金

三木市ゴルフ協会に対する補助金であり、ゴルフ振興事業の中でも5千220万円と大きな割合を占める補助金であるにもかかわらず、各事業への支出額が不明瞭であるため、主要事業の支出額や事業効果などが確認できる資料を提示するなどし、審査を行える環境を整えられたい。

## ◆ 市営住宅管理事務

入居事務手続きに時間要する、退去者が多く退去事務を優先しなければならないなどの事情のため、入居処理件数が十数件程度にとどまっている一方で、人気の市営住宅では入居待ちがあるという状況が続いていること、市営住宅全体の3割程度が空室となっている状況です。

これは市民サービスの低下を招き、また市の家賃収入につながらないため、事務手続の簡素化、人員の適正配置等の観点から事務の改善・見直しを行い、できるだけ入居者数を増やし、空室を減らす取組をされたい。



三木市営住宅

## ◆水道管路延長の更新

法定耐用年数を経過した水道管路延長の割合を示す管路経年化率が前年度と比べ増加しており、老朽化が進んでいるため、毎年、管路延長の更新を進めている事業であり、令和6年度の更新率は前年度より0.11ポイント増加し0.66%となっている状況であります。

しかし、全国的な平均更新率は1%程度となっていることや、上下水道管路の老朽化に起因する事故なども全国で発生していることから、市民にとって必要不可欠なライフラインを守り、安全で良質な水の安定供給のためにも、必要な人員・予算を確保し全国平均の更新率に近づけるべく、事業計画を策定されたい。



## ◆スポーツ推進委員報酬

スポーツ推進委員は、ニュースポーツの出前講座や各種スポーツイベントのサポート等を行うものでありますが、各委員の活動頻度に差があるにもかかわらず、報酬額が一律年額4万円であるため、活動実績に応じた報酬額への見直しについて、近隣市町の状況を調査するなどして研究されたい。

## ◆多文化共生巡回訪問事業

市内の公立幼稚園、保育所及び認定こども園に在籍する外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対し、日本語支援のため多文化共生担当を1名配置し巡回を行っていますが、令和7年度から新たに民間園への巡回も開始されているため、担当者の増員を検討するなど、十分な対応ができる体制を整えられたい。

### ◎ 全体として

#### ◆予算編成等

予算額と決算額に乖離のある事業が散見されるため、予算計上に当たっては、適切かつ詳細な根拠に基づき積算し、精度の向上に努められるとともに、なぜ決算額と大きな乖離が生じたのか、明瞭に答弁できるよう対応されたい。

また、予算の流用も多く見られるため、流用は最小限に抑えるなど財務規律について遵守されたい。

#### ◆効果的な予算執行のための事業の見直し

毎年、予算計上されながらも執行されていない事業や成果に乏しい事業が見受けられるため、事業を継続することが目的となっていないか、限られた財源を有効に活用できているかの確認を行い、真に必要な支援や課題解決のために重点的に予算を配分されるよう、事業の見直しを検討されたい。



決算審査報告書の  
全文はこちら▶



## ○ 議会運営委員会

視察日 10月30日(木)～31日(金)

### 視察先・調査項目

茨城県取手市 議会改革の取組  
埼玉県戸田市 議会モニター制度  
神奈川県藤沢市 議会ハラスメント防止条例



▲藤沢市役所

### 所感（抜粋）

#### 議会改革の取組（取手市）

取手市では、過去20年間でICTの活用、市民との協働事業として中学校への出前授業、議会だよりの改革など様々な議会改革を進めるため、委員会視察旅費の5年間凍結による予算捻出や議会だよりの電子版への移行など工夫を凝らされていた。

いずれの取組も、情熱ある議員の下、他の議員や議会事務局とも協力体制を整え、市民に興味や関心を持っていただけるよう実施することが重要であると感じた。

#### 議会モニター制度（戸田市）

戸田市は、議会モニター制度の導入で多様な意見を聴取し、委員との意見交換を経て議会改革や政策提言に生かすという取組を議会報告会の代替手段とされていた。

長年の議会の慣例が議会モニターの意見で変わったという成果がある一方、性別や年齢に偏りがあること、意見の数や活動の熱心さに差があること、市の政策や議員個人の話など議会モニター制度の範囲外の意見が多いことが課題であるとのことであった。

市民目線から議会の改善提案を受ける意義は大きいが、三木市で導入すべきかどうかについては、今後更なる研究が必要である。

#### 議会ハラスメント防止条例（藤沢市）

藤沢市は、議員による職員又は議員に対するハラスメントを対象に「藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例」を制定されている。

この条例により、ハラスメントと認定された場合、議員の氏名公表と研修等の再発防止措置が取られる。恣意的な処分とならないよう、ハラスメントの判断を弁護士等の第三者機関に委ねられている。

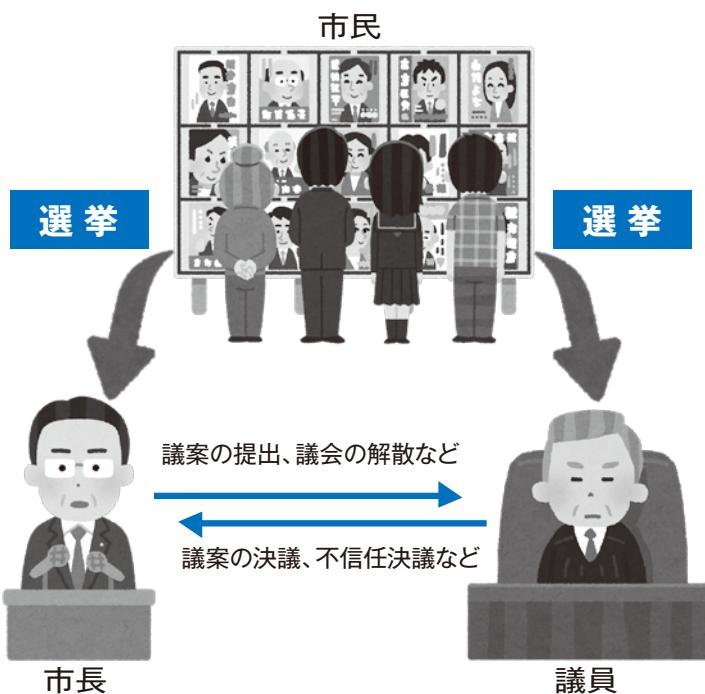
条例制定によるハラスメントの防止・抑止のためのルール作りの必要性を感じた一方、職員や議員間でのコミュニケーションが難しくなったという声もあるとのことで、条例制定を行なった他市町でどのように効果が出てくるのかを慎重に見ていく必要がある。

また、条例制定にかかわらず、ハラスメントを行う側と受ける側の認識のずれをなくすため、ハラスメントや人権に関する勉強会の充実を図ることも必要だと考える。



# 議会や議員の役割と条例改正

市長と議員は住民が直接選挙で選ぶ二元代表制となっています。  
市長は、予算や条例などの議案の提出権や人事権を持っています。  
議会は、議案を審議し、賛成か反対かを決める議決を行うことで、市の政策の監視機能を担っています。



## 《主な議員の権限》

- ①臨時で本会議（臨時会）を開く必要が生じた時に、臨時会の招集を市長に請求できる
- ②議員に提出権のある議案を提出できる
- ③議案に対して修正の意思を示す動議を提出できる
- ④議案に対する賛成・反対の意思を表明する
- ⑤国民が国や市に対し、一定の措置を求める希望を述べることを請願といい、その請願を受理し、審査を経て採択・不採択を決定する

令和7年12月定例会では、この権限のうち②を行使して条例改正の議案を議員が提出しました！

「三木市日本酒による乾杯を推進する条例」が

## 三木市産山田錦を使用した日本酒による乾杯を推進する条例

に、生まれ変わりました！

### 条例改正までの流れ



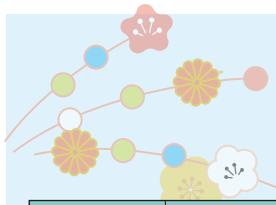
### 市民からのご意見

山田錦の生産者の意欲向上のため  
条例を「三木市産」と限定した  
ものに変えてほしい

可決!!

みんなで三木市産山田錦の  
日本酒を楽しみましょう





## 行政視察の受入

三木市議会では、他市町村からの行政視察を受け入れています。  
令和7年10月1日から12月末までの受入状況は次のとおりです。

月 日	市町村名	委員会名・会派名	調査事項
10月 3日	岩手県北部地区 町村議會議長会	—	婚活支援事業について
11月 6日	岐阜県山県市	厚生文教委員会	小中一貫教育の推進と学校の統合について
11月10日	鳥取県西伯郡 日吉津村	教育民生常任委員会	縁結び課の取組について
11月12日	山形県米沢市	市民平和クラブ	みきで愛サポートセンター事業について
11月21日	岩手県釜石市	公明党	縁結び課の取組について みきで愛サポートセンター設立等の経緯について

## パソコンやスマートフォンで 本会議や委員会をご覧になれます

本会議や委員会の様子を、インターネットで録画配信しています。  
配信日は、会議（本会議または委員会）の概ね2週間後からとなります。

「傍聴したいけど、市役所まで行くことができない」という方は、ぜひ一度ご覧ください。

録画映像は市議会のホームページで公開しています。



## 市議会や「みき市議会だより」へのご意見をお寄せください

市議会では市民の皆様のご意見をお待ちしております。

是非、右記のQRコードにアクセスしてみてください。  
(アンケート項目1分程度)



ご意見フォームへは  
こちらから↑

## あなたも議会を傍聴してみませんか？

次回定例市議会は下記の日程で行う予定です。

2月20日（金）	市長新年度施政方針 議案上程・市長提案説明
3月 5日（木）	
6日（金）	質疑・一般質問
9日（月）	
27日（金）	討論・採決等

本会議の様子をラジオ  
「エフエム三木」(76.1MHz)  
で生放送します



※いずれも午前10時から開催する予定です。  
詳しくは議会事務局までお問い合わせいただとか、市のホームページをご覧ください。